

○ため池の防災減災対策に関する行政評価・監視

- 地方公共団体におけるため池の防災・減災の取組の実態や課題を把握し、豪雨被害等の防止に向けた、ため池の防災工事の適切な実施と住民への迅速な情報提供の実現を促進する。
 - 近年、豪雨等により、ため池が決壊する事例が頻発しており、人的被害も発生していることから、ため池の防災工事（廃止工事を含む）の実施が喫緊の課題となっている。
 - ※ 平成30年7月豪雨：32か所決壊（死者1名、負傷者4名）
令和元年東日本台風：14か所決壊（117か所損傷） 令和2年7月豪雨：2か所決壊（14か所損傷）
 - 令和元年7月に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」、2年10月に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が施行され、ため池の所有者等による防災工事の実施、都道府県による防災工事の代執行、市町村によるハザードマップ作成等の規定が整備された。また、農林水産省は、ため池に関するガイドライン等の作成や、ため池の防災工事に対する国庫補助等の支援を行っている。
 - これらに基づき、ため池の防災工事等の取組が進められている一方、①所有者等の同意が得られないため池の防災工事の実施に苦慮している、②ため池決壊に係る避難情報の発令準備や、ため池ハザードマップの作成・周知等について十分に対応できていない地方公共団体がある。

主要調査事項

- ため池の防災対策の実施状況
 - ・ 防災重点農業用ため池の指定状況
 - ・ ため池の劣化状況評価等、防災工事の実施状況
 - ・ 国の支援状況
- ため池の減災対策の実施状況
 - ・ ため池に係る避難情報の発令準備等
 - ・ ため池ハザードマップの作成状況等
 - ・ 国の支援状況

主要調査対象

調査対象機関

農林水産省、内閣府、国土交通省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村

調査実施期間

令和4年10月～5年9月（予定）